

平成 21 年 12 月 10 日

各 位

## ガス料金の改定と原料費調整制度の導入について

松本ガス株式会社

当社は、平成 22 年 1 月 1 日を実施日とする一般ガス料金の引き上げ並びに原料費調整制度の導入を内容とする一般ガス供給約款の変更の認可に係わる申請を行い、本日、関東経済産業局の認可を受けました。

これは、当社の原料ガスの購入先であります国際石油開発帝石株式会社（社長：黒田直樹、以下「INPEX」）が、来年 1 月以降、従来の国産天然ガスに加えて、海外から輸入する液化天然ガス（LNG）を気化したガスを導入することになり、これに合わせて INPEX から購入する原料ガス価格が値上げされることになりましたので、新たな原料ガス価格に基づき供給約款料金の改定申請を行い、関東経済産業局の認可を受けたものです。

また、LNG は、海外から輸入し、為替レートや原油価格の影響を受けて価格が毎月変動するため、ガス事業法に基づき、来年 1 月 1 日から毎月のガス料金を調整する原料費調整制度を導入いたします。

当社におきましては、昭和 55 年 3 月以降ガス料金を引き上げることなく企業努力をしておりましたが、このたび上記のような理由により引き上げを実施せざるを得なくなりました。

何卒事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. ガス料金の改定について

- (1) 供給約款料金の改定率 (税抜)

現行料金平均単価 (円/m <sup>3</sup> )	認可料金平均単価 (円/m <sup>3</sup> )	改定率 (%)
139.76	149.24	+6.78

- (2) 家庭用平均使用量（29m<sup>3</sup>/月）における 1 か月あたり料金 (税込)

現行料金 (円/月)	新料金 (円/月)	増加額 (円)
4,400	4,688 (*)	+288

\* 上記の料金は、基準単位料金に基づいています。平成 22 年 1 月以降の料金は原料費調整制度により変動があります。

## 2. 原料費調整制度の導入について

### (1) 原料費調整制度とは

原料費調整制度は、ガス事業者の効率化努力の及ばない原料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることを目的に平成8年1月に導入されました。海外から輸入するLNGは、為替レートや原油価格といった経済情勢の影響により価格が毎月変動します。

一般家庭などに適用されるガス料金は、基本料金と従量料金（使用量に単位料金を乗じた料金）で算出されますが、原料費調整制度により原料の貿易統計価格(財務省発表)の3ヶ月平均値に基づき、単位料金を毎月調整します。原料価格の大幅な上昇時のお客さまに対する影響を緩和するために、自動的に調整される幅に一定の上限を設定し、原料費が高騰しても、ガス料金への反映には一定の抑制をします。

### (2) 具体的な原料費調整の方法

今回、当社がINPEXから購入する原料ガスに含まれるLNGの割合は27%ですので、原料ガスのうち27%相当が変動します。具体的には貿易統計値の平成21年6月から8月までの3ヶ月間のLNG輸入価格の平均値（37,190円/トン）にLNGの混入率である27%を乗じた10,040円を基準平均原料価格と設定し、この基準平均原料価格と料金の対象となる月の5ヶ月前から3ヶ月前までの平均原料価格の差に応じて、ガス料金を調整します。

平成22年1月のガス料金は、平成21年8月から10月までの3ヶ月間のLNG輸入価格の平均値（40,260円/トン）に、LNG混入率である27%を乗じた10,870円を平均原料価格と設定し、この平均原料価格と前述の基準平均原料価格との差に基づき、単位料金を調整します。なお、平均原料価格の上限値は16,060円/トン（基準平均原料価格の160%）と定めており、平均原料価格が上限値を超えた場合は、上限値を平均原料価格として原料費調整額を算定します。

<平均原料価格が料金に反映されるイメージ>

平成21年							平成22年		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準平均原料価格									
		3ヶ月の平均原料価格			2ヶ月		反映		
			3ヶ月の平均原料価格			反映			
				3ヶ月の平均原料価格			反映		

<平成22年1月分の原料費調整額の計算方法>

- ① 平成21年8月から10月までの平均原料価格：10,870円/トン
- ② 基準平均原料価格（平成21年6月から8月までの平均原料価格）：10,040円/トン
- ③ 変動額 = 10,870円 - 10,040円 = 800円/トン（100円未満切捨て）
- ④ 原料価格1トンあたり100円変動した場合のガス料金1m<sup>3</sup>あたり価格変動額：0.077円
- ⑤ 調整額 = 800円/トン × 0.077円/m<sup>3</sup> ÷ 100円 × 1.05 = 0.64円/m<sup>3</sup>

以上のとおり、ガス料金の改定と原料費調整制度の導入に関する概要をご説明させていただきましたが、当社におきましては、今後とも経営全般にわたる効率化を推進するとともに、都市ガスの安定供給、保安の確保、お客さまサービスの向上に努め、皆さまよりご信頼をいただける企業を目指してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

○ お問い合わせ先

営業部	塩原・竹村
総務部	望月
T E L	0263-25-6060
F A X	0263-27-0172